

新たな障害者計画及び第 5 期広島市障害福祉計画の策定について

I 新たな障害者計画

1 計画策定の目的

本市の障害者施策については、平成 25 年 3 月策定の「広島市障害者計画」において、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間における障害者施策の推進方向と具体的方策を定め、その推進に努めている。こうした中、国においては平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」が締結され、平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化している。こうした変化に対応するとともに、今年度実施する「障害福祉に関するアンケート」の結果等を踏まえた障害者施策を総合的・計画的に推進していくため、新たな障害者計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 第 5 次広島市基本計画の障害福祉分野に関する部門計画とする。
- (2) 障害者基本法第 11 条第 3 項に規定されている障害者のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」とする。
- (3) 第 5 期広島市障害福祉計画を本計画と一体的に策定する。
- (4) 国の「障害者基本計画」、「障害者福祉計画に関する基本指針」を踏まえ、「世界に誇れる『まち』の実現に向けて - 市政推進に当たっての基本コンセプト -」を始め、他の関連する諸計画との整合性を保ちながら、本市における障害者施策に関する基本的な指針を定める。

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年とする。

4 策定体制等

- (1) 庁内検討体制
関係部局間の連携を図り、総合的な体制の下に推進するため、人がやさしいまち推進本部を活用して検討する。
- (2) 広島市障害者施策推進協議会
学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、公募委員などで構成される障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。
- (3) 市民意見の募集等
市の広報紙やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。並行して、障害者団体からの意見聴取を行う。
- (4) 市議会への報告
計画素案を作成後、市民意見募集前に報告を行うとともに、計画策定後に改めて報告する。

5 スケジュール（詳細は別紙（資料 3-1）のとおり）

今後、障害福祉サービスのニーズ等に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、平成 29 年度中に計画を策定する。

Ⅱ 第5期広島市障害福祉計画

1 計画策定の目的

現行の第4期広島市障害福祉計画の計画期間が平成29年度までであることから、今後国から示される基本指針や、今年度実施する「障害福祉に関するアンケート」の結果等を踏まえ、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第5期広島市障害福祉計画を策定する。

2 計画の性格

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関し、以下の内容を定めている。

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

※今回は広島市障害者計画と一体的に策定する。

3 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3か年とする。

4 策定体制等

- (1) 広島市障害者施策推進協議会

学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、公募委員などで構成される障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。

- (2) 市民意見の募集等

市の広報紙やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。並行して、広島市障害者自立支援協議会からの意見聴取を行う。

- (3) 市議会への報告

計画素案を作成後、市民意見募集前に報告を行うとともに、計画策定後に配付する。

5 スケジュール（詳細は別紙（資料3-1）のとおり）

今後、障害福祉サービスのニーズ等に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、平成29年度中に計画を策定する。